パブリックコメントの結果	
案 の 名 称 令和5年度 台東区食品衛生監視指導計画(案)	
意見募集期間 令和5年1月16日(月)~令和5年2月17日(金)
意見受付件数 3件	
提出方法の内訳 メールフォーム 3人 ファクシミリ 0人	
提出された意見と区の考え方 (類似する意見は、取りまとめて掲載しています。)	
意見	区 の 考 え 方 (修正がある場合は、その内容)
第5 監視指導の実施 食品の適正表示に関する厳罰化や、対応 の中で度々挙げられている「監視指導」の 中身について知りたい。	食品の不適正表示を発見した時は、食品表示法改正等について、今後消費者庁から通知などがあった際には、随時事業者や消費者への情報提供を行ってまいります。また、本計画における「監視指導」とは、食品衛生法や食品表示法に基づいた食品関係営業施設への立ち入り調査、および必要に応じた注意指導を行うことを指します。
第5監視指導の実施 3(3)輸入食品対策 具体的にどのように情報収集を行ってい るのか。	輸入食品については、厚生労働省等の公開 情報や、他自治体との情報共有により情報収 集を行っています。
第5監視指導の実施 飲食店やスーパーマーケットなどの食 品を取り扱うところの環境について、夏の 間だけでなく、常日頃から継続的に監視と 検査を実施するべき。	「第5 監視指導の実施 1 監視指導項目」および「第5 監視指導の実施 3 通年実施する監視指導」に記載しているように、食品関係営業施設に対する日頃からの監視を行っています。 食中毒が発生しやすい時期や食中毒の重症化リスクが高い施設などについては、これに追加して、さらに細やかなサポートを行う旨を記載しています。